

事務連絡
平成 23 年 6 月 29 日

各都道府県市民活動担当課長 殿

内閣府大臣官房市民活動促進課長

「東日本大震災による特定非営利活動促進法第 28 条第 1 項の規定による事業報告書等の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令」の公布について

過日公布されました「東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成 23 年政令第 19 号) 第 4 条により、特定非営利活動法人(以下、「法人」という。)の義務についての不履行の免責期限が本年 6 月 30 日まで延長されていたところですが、6 月 29 日付けで標題の政令(別紙 1)が公布され、今回の震災により被害を受けた法人の義務のうち、以下の義務の不履行の免責期限について本年 9 月 30 日まで再延長されましたのでお知らせいたします。

- ・ 特定非営利活動促進法第 28 条第 1 項に規定する義務
(事業報告書等、役員名簿等の作成及び備置き)
- ・ 特定非営利活動促進法第 29 条第 1 項に規定する義務
(事業報告書等、役員名簿等、定款等の所轄庁への提出)

各都道府県におかれましては、本件について関係者への御連絡方よろしくお願いいたします。

また、①今回の震災による被害により事業報告書等の作成が困難になった法人や、②震災により被害を受けておらず履行義務の免責が適用されないが被災者支援のために止むを得ず事業報告書等の提出が遅れる可能性のある法人からの相談については、適切な助言等を実施していただけますよう、併せてお願いいたします。

なお、特定非営利活動促進法第 7 条第 1 項に規定する登記の件に関連して、法務省民事局から「東日本大震災により登記の申請をすべき期間に登記の申請ができなかった場合について」(別紙 2)が出されていますので、こちらについても併せてお知らせいたします。

【本件問い合わせ先】

内閣府大臣官房市民活動促進課

担当：池田

連絡先：03-5253-2111 (代表)

政令第九十二号

東日本大震災による特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災による義務の不履行であつて、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十八条第一項の規定による事業報告書等（同項に規定するものをいう。以下同じ。）及び役員名簿等（同項に規定するものをいう。以下同じ。）の作成及び備置きの義務並びに同法第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等（同法第二十八条第二項に規定するものをいう。）の提出の義務に係るものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第四条第三項に規定する免責に係る期限は、平成二十三年九月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

東日本大震災により登記の申請をすべき期間に

登記の申請ができなかった場合について

平成 23 年 6 月 6 日
法 務 省 民 事 局

建物の滅失登記、会社の役員変更登記等の申請が法律に定められた期間内に行われなかった場合であっても、震災によって、その申請が困難であったと認められるときには、申請の不履行について不利益な取扱いをしない扱いとしましたので、お知らせします。

なお、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）及び関係政令によれば、このような申請の不履行については、本年 6 月 30 日までは責任を問われないこととされていますが、上記の不利益な取扱いをしない扱いは、7 月 1 日以降に不履行があったものについても、対象となります。

ホームページ掲載アドレス

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00064.html